

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けるときは、注意が必要です!

整骨院・接骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれても、受けた施術の内容が共済組合から「健康保険が使えないケース(=組合員証・組合員被扶養者証が使用できないケース)」と判断されたときは、**全額自己負担**となります。

整骨院などで施術を行う柔道整復師は、柔道整復師国家試験に合格した有資格者です。
しかし、医師とは異なるため、手術や注射、薬の処方などを行うことができません。

整骨院・接骨院で病院と同じように健康保険が使えるケースは下記のケースに限られています。

健康保険が適用されないケース

- ✗ 日常生活による単なる疲れや肩こり
- ✗ 単なる加齢からの痛み
- ✗ 特に症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術
- ✗ スポーツなどによる肉体疲労からの回復目的
- ✗ 脳疾患などの後遺症
- ✗ リウマチ・関節炎などの痛み
- ✗ 整形外科や外科などの医療機関で治療を受けながら、同時に同一部位への施術を受ける場合

など

健康保険が適用されるケース

負傷原因がはっきりしている急性または亜急性の、以下の負傷に限られます。

- 打撲
- ねんざ
- 肉離れ(挫傷)
- 骨折
- ひび(不全骨折)
- 脱臼

※内科的原因による疾患は含まれません。

※骨折、ひび、脱臼は、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。

⚠️はり・きゅう・あんま・マッサージも注意!

対象となる症状があり、医師の同意書または診断書がある場合のみ、健康保険が適用されます。



「療養費支給申請書」は内容をしっかり確認し、自分で署名を！

「療養費支給申請書」は、共済組合への請求を整骨院・接骨院に委任するものです。内容に間違いがあると、健康保険が使えないことがあるため、必ず内容を確認し、自分で署名しましょう。



「領収証」は必ず保管を！

整骨院や接骨院は、患者に対して領収証を無料で発行することが義務付けられています。また、詳しい内容を知りたいときには、「明細書」の発行を希望することもできます。(有料の場合あり)



柔道整復師等の施術内容について調査を実施しています



共済組合では、医療費適正化対策事業の一環として、整骨院・接骨院等(はり師・きゅう師、あんま・マッサージ・指圧師による施術を含む。)で組合員証等を使用して受けた施術の内容(負傷原因や施術回数等)について調査の必要が生じた場合、委託業者(株式会社オーケス)から組合員および被扶養者の皆様のご自宅宛てに照会文書を送付します。

調査対象となった皆様には大変お手数をおかけしますが、照会文書が届きましたら、ご回答いただきますようご協力をお願いします。